

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成20年5月19日(月)午後1時30分～午後3時30分

2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

青島敏江, 池上直美, 海野フミ子, 奥田都子, 小栗正雄, 三摩真己, 末木宏典, 長谷川孝夫, 真子義秋(以上, 学識経験者), 熊田俊博, 福地繪子(以上, 弁護士), 藪昌子(検察官), 櫻井登美雄, 水谷美穂子(以上, 裁判官)

(事務担当者)

宮治芳雅(事務局長), 富山豊(首席家庭裁判所調査官), 三枝一久(家事首席書記官), 青木克仁(少年首席書記官)

(庶務)

中村陽史(総務課長)

4 議 事

(1) 前回の委員会で各委員から出された意見を受け, これに対する検討状況等について事務担当者が説明した。

(2) 前回に引き続き, 「家事調停の運用について」をテーマとして意見交換を実施した。

意見交換の概要は別紙のとおり

(3) 次回の委員会では, 調停事件の手續面だけではなく内容面についても検討すべきとの提案に基づき, 調停事件を利用した当事者から意見聴取することの要否その他の事項について意見交換を行うこととする。

5 次回の意見交換のテーマ

「家事調停の運用について」（続行）

6 次回開催日時

平成20年9月2日（火）午後1時30分

(別紙)

ア 広報について

－裁判所ウェブサイト及び昨年実施した模擬調停を取材したニュースについて説明後－

- 地方裁判所だと法廷見学ができるが、家庭裁判所は見学できないところが多い。見学を受け入れるには工夫が必要である。
 - 社会科や家庭科の教科書で家庭裁判所のことを教えた方がよいのではないか。
 - 模擬調停の台本だけでもウェブサイトに公開したらどうか。
 - その場合、文字だけではなく、アニメとか画像が入った方が効果的である。
- また、調停事件というが、一般の人は「事件」と聞いただけでギクッとするので、その点を配慮してほしい。

イ 申立書等の文書関係

－申立書、期日通知書等の文言についての検討状況を説明後－

- 点字などは用意しているか。
- ◇ 特に用意していないが、そのようなケースがあれば対応を検討したい。
- いきなり「申立てがありました。期日を決めました。」では、受け取る方はかなり抵抗を感じるのではないか。申立てがあったことを理解してもらうのがまず先であり、その上で、期日を決めましたと分けて説明した方がよいのではないか。
- 自分の意思と関係なく相手方とされてしまっており、「相手方の方へ」という見出しはギョッとする。「期日のお知らせ」とするのはどうか。
- 内容はよく考えていると思うが、「調停の相手方の方へ」という「方・方」と連続する使い方は違和感がある。

ウ 県民のニーズ

－提案趣旨について補足説明後－

- 調停という言葉自体が身近ではない。模擬調停を見せてもらったが、臨場感

があって分かりやすかった。市民の集まりに来てもらって模擬調停とかできないか。是非もっとやってほしい。

- 法律相談でいろんなところに行くが、半分くらいは離婚の相談である。毎年1, 2回は模擬調停を実施して、マスコミにも取り上げてもらったらよい。
- 待合室などにビデオを置いて、見てもらうとよいのではないか。あるいは、県民だよりなどで、スペースをもらって広報するのはどうか。
- 家庭裁判所と地方裁判所が違う所にあることすら知らない人もいる。遺産分割の問題なども、内々で解決しようと考え、裁判所で調停ができることすら知らない人が多い。もう少し、パンフレットを配ったり模擬調停を行ったりすればよいのではないか。
- 玄関ロビーの雰囲気が変わったことや後見事件受付が大きな案内表示に変わったことはすぐ分かった。高齢化や障害者の問題もあり、成年後見制度への関心が増えているが、相談したいことがあっても、弁護士には言いにくく、市役所や直接家庭裁判所に行きがちである。パンフレットを病院に配ったり、市の広報誌に載せてもらえるとありがたい。
- 今の若い世代は何でもインターネットから情報を入手するので、紙の情報もすべてインターネットで公開すれば周知になる。
- ◇ 家庭裁判所のしおりや家事手続案内などは、ウェブサイトでもPDFファイルでダウンロードできる。

エ 当事者の安全確保、人権保護のための配慮

- DV事件などは最近配慮してもらっている。この前も当事者を玄関まで書記官が送ってくれたことがあり、そこまでやってもらえるのかと感心した。実際に、DVで安全が脅かされたようなことはあるのか。
- ◇ 静岡管内では聞いたことはないが、他の庁では経験がある。
- 何が起きてもおかしくない時代であり、危機管理が必要である。

オ その他

- 調停の手續についてはこれまで議論した。今度は、調停の中身について、利用者が満足しているかなどをアンケートで聞いてみることを検討し、改善につなげるべきではないか。調停が終わった人に匿名でアンケートを取ることはできるのではないか。
- その人にとってマイナスの結果となった場合、いいことは書かないと思う。
- 質問の仕方によると思う。
- やり方についてはよく検討しなければならない。
- アンケートと呼ぶかどうかは別として、利用者の声を直接聞くことは大事ではないか。家庭裁判所として行うのが問題なら、家庭裁判所委員会として行うのはどうか。
- 御意見箱を置いて、それを第三者委員会が見るような仕組みはどうか。公的機関はやっていると思うが。
- そういうことも含めて検討をお願いしたい。

※ ○印：委員発言 ◇印：事務担当者発言